

試験実施前に、工事平面図・標準横断面・土質柱状図などをご用意の上、試験項目や頻度について、UCR担当者までご相談下さい。

[試験項目]

◎地質分析（土壌分析）試験について

- ・ 試験は、専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼する。
- ・ 土量によらず必須。試験項目は受入地ごとに異なる。
- ・ 試験頻度は、土質区分毎、かつ同一土質区分で5,000m³毎に1回実施する。
- ・ 試料は、原則として、各層の深さ 10～30cm程度の土壌について、5地点混合方式で採取する。
- ・ 計量方法は、「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正 平成13年3月28日環境省告示第16号）、及び「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）による。

地質分析試験項目					
計量の対象		単位	基準値	計量方法	
溶出試験項目	カドミウム	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0102 55、農用地 昭和49.農林省令47号(1mg/kg未満)	
	全シアン	mg/l	不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く)	
	有機燐	mg/l	不検出	昭和49.環告第64号付表1、日本工業規格K010231.1のガスクロマトグラフ法以外のもの	
	鉛	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0102 54	
	六価クロム	mg/l	0.05以下	日本工業規格 K0102 65.2	
	砒素	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0102 61	
	総水銀	mg/l	0.0005以下	昭和46.環告第59号付表1	
	アルキル水銀	mg/l	不検出	昭和46.環告第59号付表2、昭和49.環告第64号付表3	
	PCB	mg/l	不検出	昭和46.環告第59号付表3	
	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.2	
	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1.5.4.1、5.5	
	1,2-ジクロロエチン	mg/l	0.004以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1.5.3.2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.2	
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.2	
	1,1,1-トリクロロエチン	mg/l	1以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1.5.4.1、5.5	
	1,1,2-トリクロロエチン	mg/l	0.006以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1.5.4.1、5.5	
	トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1.5.4.1、5.5	
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1.5.4.1、5.5	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1	
	チウラム	mg/l	0.006以下	昭和46.環告第59号付表4	
	シマジン	mg/l	0.003以下	昭和46.環告第59号付表5第1、第2	
	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	昭和46.環告第59号付表5第1、第2	
	ベンゼン	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.2	
	セレン	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3	
	ふっ素	mg/l	0.8以下	日本工業規格 34.1、昭和46.環告第59号付表6	
	ほう素	mg/l	1以下	日本工業規格 47.1、47.3、昭和46.環告第59号付表7	
その他	水素イオン		4以上9以下	日本工業規格 K0102、12.1	
の試験	油分	mg/l	15以下	昭和51年2月27日環境庁告示第3号	
	備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ 土量によらず各受入地とも、26項目を必ず実施すること ・ 水素イオンは、「佐倉市先崎」のみ実施すること（基準値は「佐倉市の仕様による」） ・ 油分は、「(独)都市再生機構受入地（3箇所）」のみ実施すること 	
含有量試験項目	2項目	銅（農用地）	mg/kg	125未満	昭和47.総令66号第1条第3項及び第2条
		砒素（農用地）	mg/kg	15未満	昭和50.総令31号第1条第3項及び第2条
	9項目	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	昭和46.環告第59号付表1
		カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 55
		鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 54
		砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 61
		六価クロム化合物	mg/kg	250以下	日本工業規格 K0102 65.2
		ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)昭和46.環告第59号付表6
		ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格K0102 47.1 47.3昭和46.環告第59号付表7
セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3		
	シアン化合物	mg/kg	50以下	日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)	
	備考				

◎ダイオキシン類の含有濃度試験について

- ・ 試験は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼する。
- ・ 試験結果は、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書(分析結果)と特定計量証明事業者認定証写し」を提出する。
- ・ 試験頻度は、土質区分毎、かつ同一土質区分で5,000m³毎に1回実施する。
- ・ 試料は、原則として、各層の深さ 5cmの土壌について、5地点混合方式で採取する。
- ・ 基準値については、土壌 1,000 pg-TEQ/g 以下、水底の底質 150 pg-TEQ/g 以下とする。
- ・ 判断基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第46号・最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号）による。
- ・ 検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）による。

◎土質試験について

- ・ 試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	試験頻度	
		事業内容が	事業内容が
土の密度試験	JIS A 1202	「一般堤防」 「宅地造成」 「区画整理」 ↓ 土質区分毎に1回実施 ↓ 「利根川築堤」受入地の場合 →	「高規格堤防」 「区画整理((独)都市再生機構)」 ↓ 土質区分毎、 かつ同一土質区分 で5,000m ³ 毎に1回実施
土の含水比試験	JIS A 1203		
土の粒度試験	JIS A 1204		
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228		
土のpH試験 ★	JGS 0211		
土の工学的分類法	JGS 0051		
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		
土の湿潤密度試験	JIS A 1225		
土の透水試験	JIS A 1218	等の受入地の場合	の受入地の場合

★:pH値は、水質汚濁防止法の許容限度 5.8以上8.6以下を満足すること。

[注意事項]

- ※ 受入日は、日曜日・祝祭日、旧盆、年末年始を除く平常日とし、土曜日については別途受入地ごとに定める。
 受入時間は 8:30~16:30 が標準である。
 但し、三郷市番匠免は 8:00~18:00 (昼間) と 18:00~翌朝 8:00 (夜間) で日の受入は休日10日前の事前打合わせにて調整可能。

※ 申請手続きに必要な標準処理日数

UCR内審査		UCR外審査	
1週間 (標準)	4週間 ^{備考①}	(独)都市再生機構審査	柏市柏北部東地区、木更津市金田東地区、八千代市西八千代北部地区
	2週間	千葉県条例手続き	久留里大谷、市原市大作、城南島 横須賀市久里浜港(中継基地) ^{備考②} 、横浜鈴奈埠頭(中継基地) ^{備考②} 、大磯町大磯港(中継基地) ^{備考②}
		佐倉市条例手続き	佐倉市先崎
		山梨県要綱他手続き	相模湖島土地改良区 ^{備考③} 、上野原市八ッ沢地区 ^{備考③}
1週間	受入事業者調整	上記以外の受入地	

備考①：千葉県他各自治体の土砂条例の手続き期間を含みます。
 備考②：神奈川県内の中継基地（3箇所）の最終受入地は千葉県内のため、条例手続きが必要となります。
 備考③：山梨県「土砂運搬適正化指導要綱」他に基づく手続きが必要となります。

※ 試験に要する日数

- ・ 地質分析試験・・・約2週間
 - ・ ダイオキシン・・・約6週間
 - ・ 土質試験・・・約2週間
- 試験データ等必要な添付資料が無いものは受付できません。

平成24年度 UCR受入地における建設発生土の有害物質試験項目等について

受入地名	荒川下流築堤板橋区草地系 荒川下流築堤小台 荒川下流築堤江北右岸 荒川下流築堤鹿浜 荒川下流築堤戸田 江戸川築堤幸手市花島 宮代町道仏、白岡町白岡瀬 柏市柏北部東、木更津市金田東 八千代市西八千代北部			吉見町西吉見南部			青梅地区(工)、(才)、(力)、 (キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、 (ゴ)、(サ)、八王子地区(2) 相模湖鶴島土地改良区			利根川築堤大福田 利根川築堤目吹			江戸川築堤葛飾区青戸 江戸川築堤葛飾区高砂 江戸川築堤葛飾区水元						
	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法				
有害物質試験	溶出試験	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号) (※) 昭和51年2月27日環境庁告示第3号	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)			
	カドミウム	0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下		
	鉛	0.01mg/l以下	鉛		0.01mg/l以下	鉛		0.01mg/l以下	鉛		0.01mg/l以下	鉛		0.01mg/l以下	鉛		0.01mg/l以下	鉛	0.01mg/l以下
	六価クロム	0.05mg/l以下	六価クロム		0.05mg/l以下	六価クロム		0.05mg/l以下	六価クロム		0.05mg/l以下	六価クロム		0.05mg/l以下	六価クロム		0.05mg/l以下	六価クロム	0.05mg/l以下
	砒素	0.01mg/l以下	砒素		0.01mg/l以下	砒素		0.01mg/l以下	砒素		0.01mg/l以下	砒素		0.01mg/l以下	砒素		0.01mg/l以下	砒素	0.01mg/l以下
	全シアン	不検出	全シアン		不検出	全シアン		不検出	全シアン		不検出	全シアン		不検出	全シアン		不検出	全シアン	不検出
	アルキル水銀	不検出	アルキル水銀		不検出	アルキル水銀		不検出	アルキル水銀		不検出	アルキル水銀		不検出	アルキル水銀		不検出	アルキル水銀	不検出
	有機リン	不検出	有機リン		不検出	有機リン		不検出	有機リン		不検出	有機リン		不検出	有機リン		不検出	有機リン	不検出
	PCB	不検出	PCB		不検出	PCB		不検出	PCB		不検出	PCB		不検出	PCB		不検出	PCB	不検出
	ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
	トリクロルフェノール	0.03mg/l以下	トリクロルフェノール		0.03mg/l以下	トリクロルフェノール		0.03mg/l以下	トリクロルフェノール		0.03mg/l以下	トリクロルフェノール		0.03mg/l以下	トリクロルフェノール		0.03mg/l以下	トリクロルフェノール	0.03mg/l以下
	テトラクロルフェノール	0.01mg/l以下	テトラクロルフェノール		0.01mg/l以下	テトラクロルフェノール		0.01mg/l以下	テトラクロルフェノール		0.01mg/l以下	テトラクロルフェノール		0.01mg/l以下	テトラクロルフェノール		0.01mg/l以下	テトラクロルフェノール	0.01mg/l以下
	ジクロルメタン	0.02mg/l以下	ジクロルメタン		0.02mg/l以下	ジクロルメタン		0.02mg/l以下	ジクロルメタン		0.02mg/l以下	ジクロルメタン		0.02mg/l以下	ジクロルメタン		0.02mg/l以下	ジクロルメタン	0.02mg/l以下
	四塩化炭素	0.002mg/l以下	四塩化炭素		0.002mg/l以下	四塩化炭素		0.002mg/l以下	四塩化炭素		0.002mg/l以下	四塩化炭素		0.002mg/l以下	四塩化炭素		0.002mg/l以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下
	1,2-ジクロルエタン	0.004mg/l以下	1,2-ジクロルエタン		0.004mg/l以下	1,2-ジクロルエタン		0.004mg/l以下	1,2-ジクロルエタン		0.004mg/l以下	1,2-ジクロルエタン		0.004mg/l以下	1,2-ジクロルエタン		0.004mg/l以下	1,2-ジクロルエタン	0.004mg/l以下
	1,1-ジクロルエタン	0.02mg/l以下	1,1-ジクロルエタン		0.02mg/l以下	1,1-ジクロルエタン		0.02mg/l以下	1,1-ジクロルエタン		0.02mg/l以下	1,1-ジクロルエタン		0.02mg/l以下	1,1-ジクロルエタン		0.02mg/l以下	1,1-ジクロルエタン	0.02mg/l以下
	ジス-1,2-ジクロルエタン	0.04mg/l以下	ジス-1,2-ジクロルエタン		0.04mg/l以下	ジス-1,2-ジクロルエタン		0.04mg/l以下	ジス-1,2-ジクロルエタン		0.04mg/l以下	ジス-1,2-ジクロルエタン		0.04mg/l以下	ジス-1,2-ジクロルエタン		0.04mg/l以下	ジス-1,2-ジクロルエタン	0.04mg/l以下
	1,1,1-トリクロルエタン	1mg/l以下	1,1,1-トリクロルエタン		1mg/l以下	1,1,1-トリクロルエタン		1mg/l以下	1,1,1-トリクロルエタン		1mg/l以下	1,1,1-トリクロルエタン		1mg/l以下	1,1,1-トリクロルエタン		1mg/l以下	1,1,1-トリクロルエタン	1mg/l以下
	1,1,2-トリクロルエタン	0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロルエタン		0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロルエタン		0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロルエタン		0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロルエタン		0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロルエタン		0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロルエタン	0.006mg/l以下
	1,3-ジクロルプロパン	0.002mg/l以下	1,3-ジクロルプロパン		0.002mg/l以下	1,3-ジクロルプロパン		0.002mg/l以下	1,3-ジクロルプロパン		0.002mg/l以下	1,3-ジクロルプロパン		0.002mg/l以下	1,3-ジクロルプロパン		0.002mg/l以下	1,3-ジクロルプロパン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下						
シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下						
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下						
ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下						
セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下						
ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下						
油分(※)	15mg/l以下																		
含有試験	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号) 「昭和47.総令66号、昭和50.総令31号第1条第3項及び第2条」	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)	銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号、昭和50.総令31号第1条第3項及び第2条」							
	カドミウム	150mg/kg以下		カドミウム	150mg/kg以下		カドミウム	150mg/kg以下		カドミウム	150mg/kg以下		砒素(農用地)	15mg/kg未満					
	鉛	150mg/kg以下		鉛	150mg/kg以下		鉛	150mg/kg以下		鉛	150mg/kg以下								
	砒素	150mg/kg以下		砒素	150mg/kg以下		砒素	150mg/kg以下		砒素	150mg/kg以下								
	六価クロム	250mg/kg以下		六価クロム	250mg/kg以下		六価クロム	250mg/kg以下		六価クロム	250mg/kg以下								
	ふっ素	4000mg/kg以下		ふっ素	4000mg/kg以下		ふっ素	4000mg/kg以下		ふっ素	4000mg/kg以下								
	ほう素	4000mg/kg以下		ほう素	4000mg/kg以下		ほう素	4000mg/kg以下		ほう素	4000mg/kg以下								
	セレン	150mg/kg以下		セレン	150mg/kg以下		セレン	150mg/kg以下		セレン	150mg/kg以下								
	遊離シアン	50mg/kg以下		遊離シアン	50mg/kg以下		遊離シアン	50mg/kg以下		遊離シアン	50mg/kg以下								
	銅(農用地)	125mg/kg未満																	
砒素(農用地)	15mg/kg未満																		
ダ イ 材 ヲ 類	1000pg-TEQ/g以下	環境省告示第46号	ダ イ 材 ヲ 類	1000pg-TEQ/g以下	環境省告示第46号	ダ イ 材 ヲ 類 注) 河川・湖沼から発生する水底土砂に限る	150pg-TEQ/g以下	環境省告示第46号	ダ イ 材 ヲ 類	1000pg-TEQ/g以下	環境省告示第46号	ダ イ 材 ヲ 類	1000pg-TEQ/g以下	環境省告示第46号					
土質試験	必要(詳細はUCRホームページ参照)			必要(詳細はUCRホームページ参照)			申請書への添付は不要			必要(詳細はUCRホームページ参照)			必要(詳細はUCRホームページ参照)						
採取方法	土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回			土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回			土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回			土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回			土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回						

【改良土】

- 『セメント系、石灰系、その他の土質改良材による改良土』を受入れることが可能な受入地は、青梅地区(工)、(才)、(力)、(キ)、(ク)、(ケ)、(サ)、上野原市八ツ沢。
- 『石灰系改良土』を受け入れることが可能な受入地は、利根川築堤大福田、利根川築堤目吹、江戸川築堤幸手市花島、相模湖鶴島土地改良区。
- 『要相談』は、小田原市久野、中井町雑色。
 - ・『改良土』については、pH値が水質汚濁防止法の許容限度5.8以上8.6以下を満足すること。
 - ・『セメント系改良土』は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を実施すること。

平成24年度 UCR受入地における建設発生土の有害物質試験項目等について

受入地名	大磯町大磯港			上野原市八ツ沢			佐倉市先崎			市原市大作 久留里大谷 三郷市番匠免 横須賀市久里浜港 横浜鈴繁埠頭 城南島			中井町雑色 小田原市久野			
	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	
有害物質試験	溶出試験	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)
	カドミウム	0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下		
	鉛	0.01mg/l以下	鉛		0.01mg/l以下	鉛		0.01mg/l以下	鉛		0.01mg/l以下	鉛		0.01mg/l以下		
	六価クロム	0.05mg/l以下	六価クロム		0.05mg/l以下	六価クロム		0.05mg/l以下	六価クロム		0.05mg/l以下	六価クロム		0.05mg/l以下		
	砒素	0.01mg/l以下	砒素		0.01mg/l以下	砒素		0.01mg/l以下	砒素		0.01mg/l以下	砒素		0.01mg/l以下		
	全シアン	不検出	全シアン		不検出	全シアン		不検出	全シアン		不検出	全シアン		不検出		
	アルキル水銀	不検出	アルキル水銀		不検出	アルキル水銀		不検出	アルキル水銀		不検出	アルキル水銀		不検出		
	有機リン	不検出	有機リン		不検出	有機リン		不検出	有機リン		不検出	有機リン		不検出		
	PCB	不検出	PCB		不検出	PCB		不検出	PCB		不検出	PCB		不検出		
	ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下	ふっ素		0.8mg/l以下		
	トリクロロフル	0.03mg/l以下	トリクロロフル		0.03mg/l以下	トリクロロフル		0.03mg/l以下	トリクロロフル		0.03mg/l以下	トリクロロフル		0.03mg/l以下		
	テトラクロロフル	0.01mg/l以下	テトラクロロフル		0.01mg/l以下	テトラクロロフル		0.01mg/l以下	テトラクロロフル		0.01mg/l以下	テトラクロロフル		0.01mg/l以下		
	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ジクロロメタン		0.02mg/l以下	ジクロロメタン		0.02mg/l以下	ジクロロメタン		0.02mg/l以下	ジクロロメタン		0.02mg/l以下		
	四塩化炭素	0.002mg/l以下	四塩化炭素		0.002mg/l以下	四塩化炭素		0.002mg/l以下	四塩化炭素		0.002mg/l以下	四塩化炭素		0.002mg/l以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	1,2-ジクロロエタン		0.004mg/l以下	1,2-ジクロロエタン		0.004mg/l以下	1,2-ジクロロエタン		0.004mg/l以下	1,2-ジクロロエタン		0.004mg/l以下		
	1,1-ジクロロエタン	0.02mg/l以下	1,1-ジクロロエタン		0.02mg/l以下	1,1-ジクロロエタン		0.02mg/l以下	1,1-ジクロロエタン		0.02mg/l以下	1,1-ジクロロエタン		0.02mg/l以下		
	ジ-1,2-ジクロロフル	0.04mg/l以下	ジ-1,2-ジクロロフル		0.04mg/l以下	ジ-1,2-ジクロロフル		0.04mg/l以下	ジ-1,2-ジクロロフル		0.04mg/l以下	ジ-1,2-ジクロロフル		0.04mg/l以下		
	1,1,1-トリクロロフル	1mg/l以下	1,1,1-トリクロロフル		1mg/l以下	1,1,1-トリクロロフル		1mg/l以下	1,1,1-トリクロロフル		1mg/l以下	1,1,1-トリクロロフル		1mg/l以下		
	1,1,2-トリクロロフル	0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロロフル		0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロロフル		0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロロフル		0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロロフル		0.006mg/l以下		
	1,3-ジクロロベンゼン	0.002mg/l以下	1,3-ジクロロベンゼン		0.002mg/l以下	1,3-ジクロロベンゼン		0.002mg/l以下	1,3-ジクロロベンゼン		0.002mg/l以下	1,3-ジクロロベンゼン		0.002mg/l以下		
	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム		0.006mg/l以下	チウラム		0.006mg/l以下	チウラム		0.006mg/l以下	チウラム		0.006mg/l以下		
	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン		0.003mg/l以下	シマジン		0.003mg/l以下	シマジン		0.003mg/l以下	シマジン		0.003mg/l以下		
	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ		0.02mg/l以下	チオベンカルブ		0.02mg/l以下	チオベンカルブ		0.02mg/l以下	チオベンカルブ		0.02mg/l以下		
	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン		0.01mg/l以下	ベンゼン		0.01mg/l以下	ベンゼン		0.01mg/l以下	ベンゼン		0.01mg/l以下		
	セレン	0.01mg/l以下	セレン		0.01mg/l以下	セレン		0.01mg/l以下	セレン		0.01mg/l以下	セレン		0.01mg/l以下		
	ほう素	1mg/l以下	ほう素		1mg/l以下	ほう素		1mg/l以下	ほう素		1mg/l以下	ほう素		1mg/l以下		
	銅(農用地)	125mg/kg未満	銅(農用地)		125mg/kg未満	銅(農用地)		125mg/kg未満	銅(農用地)		125mg/kg未満	銅(農用地)		125mg/kg未満		
砒素(農用地)	15mg/kg未満	砒素(農用地)	15mg/kg未満	砒素(農用地)	15mg/kg未満	砒素(農用地)	15mg/kg未満	砒素(農用地)	15mg/kg未満							
含有試験	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)				
カドミウム	150mg/kg以下	カドミウム		150mg/kg以下	カドミウム		150mg/kg以下	カドミウム		150mg/kg以下						
鉛	150mg/kg以下	鉛		150mg/kg以下	鉛		150mg/kg以下	鉛		150mg/kg以下						
砒素	150mg/kg以下	砒素		150mg/kg以下	砒素		150mg/kg以下	砒素		150mg/kg以下						
六価クロム	250mg/kg以下	六価クロム		250mg/kg以下	六価クロム		250mg/kg以下	六価クロム		250mg/kg以下						
ふっ素	4000mg/kg以下	ふっ素		4000mg/kg以下	ふっ素		4000mg/kg以下	ふっ素		4000mg/kg以下						
ほう素	4000mg/kg以下	ほう素		4000mg/kg以下	ほう素		4000mg/kg以下	ほう素		4000mg/kg以下						
セレン	150mg/kg以下	セレン		150mg/kg以下	セレン		150mg/kg以下	セレン		150mg/kg以下						
遊離シアン	50mg/kg以下	遊離シアン		50mg/kg以下	遊離シアン		50mg/kg以下	遊離シアン		50mg/kg以下						
銅(農用地)	125mg/kg未満															
砒素(農用地)	15mg/kg未満															
土質試験	申請書への添付不要			必要(詳細はUCRホームページ参照)			申請書への添付不要			申請書への添付不要			申請書への添付不要			
採取方法	土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回			土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回			土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回			土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回			土質区分毎かつ同一土質区分で5,000m ³ /1回			

- 【改良土】
- 『セメント系、石灰系、その他の土質改良材による改良土』を受入れることが可能な受入地は、青梅地区(工)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(サ)、上野原市八ツ沢。
 - 『石灰系改良土』を受け入れることが可能な受入地は、利根川築堤大福田、利根川築堤目吹、江戸川築堤幸手市花島、相模湖鶴島土地改良区。
 - 『要相談』は、小田原市久野、中井町雑色。
 - ・『改良土』については、pH値が水質汚濁防止法の許容限度5.8以上8.6以下を満足すること。
 - ・『セメント系改良土』は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を実施すること。